

天理市教育委員会の所管に係る天理市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 30 日

天理市教育委員会
教育長 伊勢 和彦

天理市教育委員会規則第 5 号

天理市教育委員会の所管に係る天理市情報通信技術を活用した行政
の推進に関する条例施行規則

天理市教育委員会の所管に係る天理市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（令和 8 年 3 月天理市条例第 1 号）の施行に関し必要な事項は、天理市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則（令和 8 年 3 月天理市規則第 2 号）の規定の例による。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。